



第24号の内容

平成22年度の消費生活相談のまとめ
近畿財務局多重債務巡回相談会のご案内
平成23年度下半期消費生活センター開催講座予定
アダルトサイトの請求画面が消えない！

消費生活相談窓口



平成22年度の消費生活相談のまとめ

平成22年度に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談受付件数は、
12,941件で、1,113件の減少(対前年比7.9%減)となっています。
特徴としては、<詳細は当センターHPに掲載しています(<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>)>

1. アダルト情報サイトに関する相談急増	844件	1,300件
2. 未成年者のトラブル相談が増加	409件	477件
3. 増加を続ける高齢者(65歳以上)のトラブル	2,687件	2,743件

1 アダルト情報サイトに関する相談が急増

アダルト情報サイトに関する相談の増加が著しく、デジタルコンテンツ(インターネット上で得られる情報・サービスに関するもの)全体の6割以上を占める結果となりました。また、各年代ともアダルト情報サイトの占める割合は首位でした。

《事例・・・デジタルコンテンツ(アダルト情報サイト)》

パソコンの無料アダルトサイトを検索し年齢認証後、利用規約確認の画面になった。利用規約は見あたらなかったが、「はい」とクリックした途端に料金を請求された。パソコンから請求画面が消えない。どうしたらよいか。(60歳代 男性)

《事例・・・デジタルコンテンツ(出会い系サイト)》

完全無料との雑誌広告を見て携帯から出会い系サイトに登録した。退会しようとしたら料金を払わないと退会できないとメールが来た。有料とわかる表記がしてあれば登録しなかった。(20歳代 男性)



2 未成年者のトラブル相談が増加

未成年者が契約当事者となる相談件数は477件で、平成21年度に比べ68件増加しており、全体に占める割合も2.9%から3.7%に増加しています。

未成年者トラブルの70%強は、デジタルコンテンツに関するものですが、その中でもアダルト情報サイトに関する相談が圧倒的に多くなっています。デジタルコンテンツの相談に占めるアダルト情報サイトの相談の割合は、平成21年度の54.4%を大きく上回り平成22年度は73.4%にもなっています。



もしトラブルになった場合は、家族に相談できるよう日頃からのコミュニケーションが大切です。身近な携帯電話等の使い方やトラブルに巻き込まれないような対策など、改めて家族内で話してみる必要があります。

《事例・・・音楽サイトから》

携帯で音楽サイトに入りダウンロードしたら、年齢確認ボタンがあり年齢を入れた途端アダルトサイトの入会画面に切り替わった。画面には、「退会するには99,800円を銀行振込してください。その後に退会になります。」と出てきた。支払わなければならないか。(19歳 学生)

《事例・・・アニメ動画サイトから》

携帯でアニメの動画をダウンロードするのに年齢を偽って18歳以上とクリックした途端「登録完了」となり99,800円を請求された。携帯会社に個人情報を開示請求して法的に手続きすると書かれている。退会メールを送ったが、払わないと退会できないと返信がきた。(中学生)



3 増加を続ける高齢者(65歳以上)のトラブル



高齢者(65歳以上)については、平成19年度以降、件数とともに全体に占める割合も年々増加しています。

特徴的なのが未公開株に関する相談で、高齢者が占める割合は6割を超えており、以前に被害に遭われた方がねらわれるケースが多くあります。

県においても引き続き高齢者に対する家族、地域などの見守りの必要性を呼びかけているところです。悪質な事業者については行政指導・処分や警察と連携を行うなど被害の拡大防止を図っています。

こんな手口にご用心！

《劇場型 事例・・・温泉付き有料老人ホーム利用権》

知らないA社から「有料老人ホームのパンフレットは届いていないか」と電話が入った。しばらくすると言われていたパンフレットがB社から届き、再びA社から「権利を高額で買い取りたい」と言われた。最初は興味がなく断ったが、何度も執拗に言われ契約してしまった。できれば契約を辞めたい。(60歳代 男性)



直接勧誘する役、信用させるための煽り役と、それぞれ役割を分担して消費者に接触を謀る劇場型で「儲かる」「うまい話！」と錯覚させる手口が横行しています。依然、未公開株に関するものが主流ですが、社債、イラクディナール、温泉付き有料老人ホーム利用権、仏像と多岐にわたっています。今後も注意が必要です。

《SF 商法 事例・・・温熱治療器》



突然自宅に業者がやってきた。「商品を説明するから出て来て」と言われて出てみると、「車庫を貸して」と言われ、最終的には家の中を貸すことになり、近所の人が集まってきた。まず日用品の説明があり、「欲しい人！」と聞かれ、手を挙げた人はもらっていた。その後温熱治療器の説明が始まり、またタダでもらえると思えば手を挙げたら、22万円と言われた。「そんなお金持っていない」と言ったら、お金を引き出すため近くのATMまで車で連れて行かれた。高額なので解約したい。(80歳代 男性)

「景品を配っているのだから見に来てほしい。」など甘い言葉で呼び出され、高額な温熱治療器を購入してしまったという、高齢者やそのご家族からの相談が増えています。閉鎖的な場所で、言葉巧みな販売員の話術に乗せられてしまい、冷静な判断ができない高揚した雰囲気の中で、高額な商品売りつけられる商法です。催眠商法ともハイハイ商法とも呼ばれます。

《買い取りサービス 事例・・・貴金属等》

夜7時半過ぎに突然訪問してきて、不要の貴金属を引き取るという話だった。「ない」と言っても「とにかく探してください」と帰ってくれない。何とか戸を閉めたが、その後もドンドンとドアをたたかれたりして怖い思いをした。(60歳代 女性)



販売ではなく買い取りであるため、契約したとしても現在のところ特定商取引法の適用は受けません。また、あとで思い直して返してほしいと言っても、すでに買い取り業者の手元にはないとして、返却されない場合が多いのが現状です。

なかなか帰ってもらえず怖い思いをした場合などは、すぐに警察へ連絡してください。

近畿財務局多重債務巡回相談

相談費用無料

日時：9月14日(水) 会場：大津財務事務所(大津市御陵町3-5)

予約・問い合わせ先：大津財務事務所 総務課(077-522-3765)



消費生活センター講座(平成23年度下半期分)

月	日	テーマ	講師
		消費者被害の現状～見守りが必要な人の被害～	弁護士 佐口 裕之氏
10月	6日	高島市新旭公民館(高島市)	同内容の講座を3会場で開催します
11月	22日	滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市)	
2月	25日	滋賀県消費生活センター(彦根市)	
10月	19日	家庭で取り組む省エネ・節電 「お得なエコ」を見つけましょう!	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター 派遣講師
2月～3月		くらしの情報セミナー	日程およびテーマについては決まり次第お知らせします。

アダルトサイトの請求画面が消えない！

「アダルトサイトの請求画面が表示され消えない」というトラブルが多発しています。請求画面を閉じても繰り返し表示されたり、パソコンを再起動しても請求画面が現れたりする現象は、ウイルス感染の可能性も考えられます。

<事例1> 親の留守中に、中学生の息子が友だちとパソコンからアダルトサイトに入り、年齢確認で「20歳以上」をクリックしたら登録完了になってしまったらしい。請求画面が消えず、パソコンを強制終了させてから再起動しても請求画面が現れてしまう。(当事者：12歳男性)

<事例2> 小学生の娘が、パソコンでインターネット検索中にアダルト動画サイトにつながり「はい」を数回クリックしたら登録になったようだ。「3日以内に6万5千円を支払うように」との請求画面が貼り付いて消えない。(当事者：9歳女兒)



- * 安易に「はい」「ENTER」などをクリックしたり、プログラムのダウンロードなどを行ったりしないことが大切です。
- * ウイルス対策ソフトなどは常に最新の状態を保つようにしましょう。子どもがパソコンを使う家庭では、フィルタリングソフトの導入も効果的です。
- * 請求画面の削除には(独)情報処理推進機構(I P A)のホームページが参考になります。
<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>
- * 電話やメールで業者に連絡を取ることは、かえって氏名、住所などを業者に知らせることになるので、あわてて業者に連絡しないようにしましょう。
- * 心配なときは、消費生活センター等へご相談ください。



滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで

祝日・年末年始は除く

「くらしのかわら版」第24号(平成23年8月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成23年11月上旬に発行予定です。